

大阪府指定出資法人評価等審議会（第 11 回）

- と き 令和 3 年 2 月 19 日（金曜日）9：30 ～12：00
- と ころ Web 開催
- 出 席 者 飯島 奈 絵（堂島法律事務所 弁護士）
上野山 達哉（大阪府立大学大学院経済学研究科・現代システム科学域マネジメント学類 教授）
久保 明代（株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長）
坂本 守孝（坂本会計事務所 公認会計士）
山田 美智子（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
吉村 典久（大阪市立大学大学院経営研究科・商学部 教授）
- 議 事 1. 大阪府指定出資法人評価等審議会の運営について
2. （公財）大阪府国際交流財団の中期経営計画の中間見直し（案）について
3. （一財）大阪府みどり公社の中期経営計画（案）について

（1）大阪府指定出資法人評価等審議会の運営について

【審議会会長の選任】

委員からの推薦を受け、吉村委員を審議会会長として選任

【職務代理者の指名】

吉村会長より、会長の職務代理者として坂本委員を指名

【会議の公開、非公開の取扱いについて】

事務局から会議の公開、非公開の取扱いについて説明の上、留保付き公開の承認を得る

※ 委員からの質疑等は特になし

（2）（公財）大阪府国際交流財団の中期経営計画の中間見直し（案）について

資料 1～3 に基づき、法人から中期経営計画の中間見直し（案）について説明

委 員：書き方の問題だが、資料 3 や 5 に記載の収支表に「収支差額 b-a」とあるが、正しくは、 $a-b$ でマイナスではないか。会計の言葉では、「収支」というのは収入から支出を引いたものなので、資料の書き方は会計的に正しくない表記である。議会等の誤解を招きかねないので、修正が必要と思う。

部 局：元の中期経営計画の表記がこのようになっていたため、そのままの表記とした。適切な表記にする。

委 員：「外国人情報コーナー・相談件数」の目標値について、1,550 件から 2,700 件へ大幅に増加されているが、これについて 2 点懸念がある。1 点は、急増に対応するだけのマンパワーの見込みがあるのかということ。もう 1 点は、件数を目標に掲げた場合に行政サービスの現場でよく問題となることだが、数を稼ぐために、込み入った相談は避けて、容易な相談に多く対応するといったことが起こり得る。そのような懸念はないか。

法 人：当項目は、改正入管法が昨年 4 月に施行され、国が、ワンストップセンターを全国に 100

箇所設けるとしたことを受け、法人も手を挙げて取り組んでいるもの。1点目のマンパワーの問題については、相談員を増加させており、夜間・日曜の相談対応についても職員の手当てをしている。また、相談員が時間を決めて交代できるようにしたり、テレワークでも相談を受けられるようにしている。さらに、11言語に対応するため、専属の相談員に加えて外部の相談員を登録相談員として活用しており、1言語につき3名から4名登録してもらっている。2点目については、外国人の相談に対応する上で、まずは相談者に寄り添う姿勢が大事だと考え、相談内容をよく聞いて対応するよう努めている。

委員：「外国人情報コーナーの相談件数」について、令和元年度は2,204件とのことだが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響を受けてどのくらい増えているのか。

法人：新型コロナウイルス関係の相談は、昨年2月から今年の1月末までで850件程度。これに加えて通常の相談もあるので、令和2年度の相談件数全体はかなりの数になると思う。

委員：外国人から、新型コロナウイルス関係の補助金等について、要件がよくわからないといった相談もあるかと思う。補助金制度が色々出てくる中で、日本語でも情報を追うのが大変だが、法人では、そのあたりについてどのようなフォローをしているのか。

法人：新型コロナウイルス関係の相談のうち、約7割は、「感染の懸念がある」、「PCR検査を受けるにはどうしたらよいか」等医療関係のもの。残りの約3割は、給付金の受け方や雇用関係等、医療以外のもの。給付金については、制度開始後すぐに多く相談が寄せられたが、法人としても情報収集に努め、対応した。また、様々な情報が溢れている中で情報を分かりやすく伝えるため、法人ホームページに、新型コロナウイルスや給付金に関する特設コーナーを設けた。申請書のフォーマットも相談に応じて提供している。このように、給付を求める人が適切に受けられるよう、伴走型で相談に応じているところ。

(3) (一財) 大阪府みどり公社の中期経営計画(案)について

資料4、5に基づき、法人から中期経営計画(案)について説明

委員：資料6の「地球温暖化防止活動推進支援事業」で「次期計画においては、啓発活動に重点を置き」という記載があるため、啓発人数やCO2削減量など、啓発に関する目標は計画に入れた方がよいのではないかと。もしくは、今後は推進員を増やすなどの啓発活動に重点を置きたいということか。

法人：今までは活動量としてCO2削減量の目標を入れていたが、国全体の目標としている削減量から見た割合としては小さいため、今期計画の目標からは外している。その代わりに、啓発活動の対象人数を前期計画から大幅に拡大するとともに、推進員の活動を促進し、活動の裾野を広げることに重点を置きたいと考えている。啓発活動の人数は年間5,000人以上を目標とし、これについては経営目標設定でも入れたいと考えている。

委員：資料7の25ページ「その他収益事業」で、令和3年以降は有価証券の利率の落込みにより、計画的に各年度500万円程度下がる旨が記載されているが、この有価証券とは国債や社債等であり、その契約利回りが落ち込むという理解でよいか。

法人：主にグループファイナンスを活用して資産を運用しているが、その利率が大きく下がってきたことにより、収入減となることが見込まれる、というもの。

委員：農地中間管理事業等農地関連事業の中に、「重点支援農業者への伴走支援」とあるが、これは農業経営相談所を指しているのか。

法人：そのとおり。農地中間管理機構として、平成 30 年に府の依頼を受けて農業経営相談所を開設し、規模拡大や経営改善を目指す農業者に対して、専門家の協力を得て指導や支援を行っている。

委員：その農業者は、無料で相談を6回受けることができ、専門家には公社から費用が支払われるということか。

法人：そのとおり。

委員：森林整備・木材利用促進支援事業については、令和元年4月1日にセンターを設置した後、こういった活動実績があるのか、詳しく教えてほしい。また、法人のホームページは、掲載が遅れているのか、市町村の取組み状況等が見られないので、改善した方がよい。

法人：この事業は、国の 2050 年の CO2 排出量ゼロという目標にも繋がっているが、資料7の 11 ページにも記載のとおり、森林環境譲与税を原資として、森林整備・木材利用に取り組むもの。公社は、府から依頼を受けて森林整備・木材利用促進支援センターを設置し、市町村の森林整備や木材利用事業の支援を行っている。令和元年度から支援を始め、令和2年度は森林整備事業2件、木材利用事業は7件の実績となる見込み。なお、ホームページへの掲載は鋭意進めているところ。

委員：重点支援農業者への伴走支援について、新規参入者という目標から、年間 50 名以上という目標に変更したのは、どういう理由なのか。

法人：伴走支援については、専門家等で構成された普及組織と連携し、支援が必要な重点農業者の人数を算出しているが、その人数が最低 50 名であるため、年間 50 名以上とした。

委員：その支援は、今回の中期経営計画期間中は続く見込みなのか。

法人：各農業者への支援期間については、それぞれの必要に応じて、1年ないし複数年となる見込み。また、大阪府の「おおさか農政アクションプラン」では、平成 29 年度からの5年間で経営改善意欲の高い農業者 300 名を育成するという目標を掲げているが、法人としては年間 50 名以上への支援を目標としている。

委員：大阪府と法人の役割分担が少しわかりにくいと感じるが、伴走の必要がない育成人数を含んでいるため、法人の目標は年間 50 名になる、という理解でよいのか。

法人：大阪府のアクションプランにおいては、5年間で 300 名という目標を掲げているが、専門家等の組織体制にも限界があるため、法人としては、次期計画においても年間 50 名以上を重点的に支援していくこととしている。

委員：300 名を達成するためには、1年あたり 50 名では足りないのではないのか。

法人：この取組み自体は、平成 29 年度から大阪府で行っていたが、国の制度の見直しがあり、平成 30 年度から農地中間管理機構が事業主体となって支援を行っていくことになった。そのため、実際には過去から支援を行っており、トータルでは 300 名以上の支援実績となる見込み。

委員：資料6の『運営体制の効率化・強化』で、「令和3年度から人事評価の結果を昇給等に反映する新たな人事制度を導入する」とあるが、こういった職員の活動や能力が評価に繋がるのか、教えてほしい。

法人：現状でも人事の評価項目はあるが、少しわかりづらいため、大阪府で採用している評価項目や点数等を導入し、確実に勤務が良好な者については、毎年昇給を行いたいと考えている。嘱託職員については、給与水準があまり高くないこともあり、制度の導入によって、

※

職員の意欲向上、勤務実績の向上を図りたいと考えている。また、法人の将来的な運営についても責任を持ってもらえるよう、働き方改革に合わせて、新たな正社員制度の導入も図りたい。

〔補足〕

※「重点支援農業者への伴走支援」については、説明に一部不足があったと部局・法人より連絡があったため、改めて内容を確認し、3月5日に事務局より、全委員あてに以下のとおり報告を行った。

- 2月19日の審議会では、府の「新たなおおさか農政アクションプラン」(H29～R3)にも触れて説明をしていたが、同プランは、下記の目標を掲げて府が取り組んでいるものであり、その一環として、府からの要請に基づきみどり公社が伴走支援を行っているが、みどり公社が定める目標が300名ということではない。

新たなおおさか農政アクションプラン P27

<5年後の目標>

経営改善意欲の高い農業者の平均販売額の3割増加

※販売額の増加を図る対象農業者約300名

- みどり公社の中期経営計画(R3～R7)で定める伴走支援50名は、前述の府のアクションプランとは期間も異なっており、別のものである。
- みどり公社において伴走支援を50名と設定した考え方としては、重点支援農業者への支援事業は、国の「農業経営総合サポート事業」という補助金によって実施しており、国の事業計画承認にあたって、年間50名以上との指導があったため、基本的にそれに基づいて着実に取組みを行うもの。